

# 都市計画法に基づく開発許可申請等手数料 (R6. 7. 31 改訂)

1 開発行為の許可		
	開発区域の面積	手数料
(1) 自己住宅用		
	0.1ha 未満のもの	13,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	39,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	76,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	149,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	225,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	305,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	370,000 円
	10.0ha 以上	497,000 円
(2) 自己業務用		
	0.1ha 未満のもの	21,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	51,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	113,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	204,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	340,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	457,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	567,000 円
	10.0ha 以上	795,000 円
(3) その他		
	0.1ha 未満のもの	141,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	215,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	320,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	379,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	573,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	654,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	808,000 円
	10.0ha 以上	1,081,000 円
2 開発行為の変更の許可		
		手数料
ア～ウの合計額。ただし、上限 1,081,000 円。		
	ア 開発行為の変更	開発行為の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る開発行為の変更	開発行為の許可と同額
	ウ その他の変更	15,000 円
3 その他の手続		
		手数料
	開発登録簿の写しの交付	1 通 700 円
	都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく証明書の交付	1 通 900 円